特許表示の表記方法に関する規定（草案）
（意見募集稿）

2011 年 10 月 21 日

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

特許表示の表記方法に関する規定（草案）
（意見募集稿）

第一条　特許表示の表記方法を規範化し、正常な市場経済秩序を維持するために、専利法 17 条及び専利法実施細則 83 条、84 条の規定に基づき、本規定を制定する。

第二条　特許表示を表記する場合には、本規定に従って表記しなければならない。

第三条　特許権付与後の有効期間において、特許権者又は特許権者の同意を得て特許表示の表記権を有する被許諾者は、その特許製品、特許方法により直接に獲得した製品又はその製品の包装に特許表示を表記することができる。

第四条　特許表示を表記する場合には、次に掲げる内容を明記しなければならない。

（一）中国発明特許、中国実用新案特許、中国意匠特許など、特許権の類別を中国語で表記すること。

（二）国家知識産権局から付与された特許権の特許番号。

表記者は前記内容のほかに、その他の文字や図形記号を付加しても良いが、付加される文字、図形記号及びそれらの表記方法が公衆に誤認を与えるものであってはならない。

第五条　特許方法により直接に獲得した製品又は当該製品の包装に特許表示を表記する場合には、同製品が特許方法により獲得した製品であることを中国語で記載しなければならない。

第六条　特許権を付与される前に、製品や製品の包装に特許出願番号を表記する場合には、特許出願の類別を中国語で表記するとともに、「特許出願番号」との文字を付加し、さらに当該特許出願がまだ権利付与されていないことを如実に説明しなければならない。

第七条　特許業務を管理する部門は、担当行政区域における特許表示の表記行為の監督管理に責任を負う。

第八条　特許表示の表記が本規定に合致していない場合には、特許業務を管理する部門は、専利法実施細則 83 条により、指定された期間内に是正するよう命じる。

第九条 外国の特許表示を偽って表記した場合には、特許詐称行為に当たり、特許業務を管理する部門は専利法 63 条の規定により処罰を与える。

製品、製品の包装又は製品の取扱説明書などの資料に外国の特許表示を表記した場合には、特許業務を管理する部門は行為者に対し、その外国特許権が有効であることを証明するものを指定された期間内に提出するよう要求することができる。期間が満了しても提出しない場合には、特許業務を管理する部門は専利法 63 条の規定により処罰を

与える。

第十条　製品、製品の包装又は製品の取扱説明書などの資料に「国際特許」、「世界特許」との文字を表記した場合には、特許業務を管理する部門は専利法 63 条の規定により処罰を与える。

第十一条　特許権が無効宣告され又は終了したにも拘らず、引き続き製品、製品の包装又は製品の取扱説明書などの資料に特許表示を表記した場合には、特許詐称行為に当たり、特許業務を管理する部門は専利法 63 条の規定により処罰を与える。

特許権が終了した後に販売された製品、製品の包装又は製品の取扱説明書などの資料に特許表示を表記した場合には、特許業務を管理する部門は、同特許表示が特許権の終了前に表記されたことを証明するものを指定された期間内に提出するよう命じることができる。期間が満了しても提出しない場合には、同特許表示が特許権の終了後に表記されたものと見なされ、特許詐称行為に当たり、特許業務を管理する部門は専利法 63 条の規定により処罰を与える。

特許権の終了後に引き続き製品、製品の包装又は製品の取扱説明書などの資料に特許表示を表記したが、要求に従い速やかに是正した場合には、特許業務を管理する部門はその処罰を免除することができる。

第十二条　本規定は国家知識産権局がその解釈について責任を負う。

第十三条　本規定は、_____年__月__日から施行する。2003 年 5 月 30 日付けで国家知識産権局令 29 号により発表された「特許標識及び特許番号の表記方法に関する規定」は同時に廃止となる。